

「特色ある課外活動及び地域貢献等プロジェクト支援経費」申請及び執行に係る取扱要領

(平成 27 年 7 月 9 日制定)

(趣旨)

第 1 条 「特色ある課外活動及び地域貢献等プロジェクト支援経費」(以下プロジェクト経費という。)は、学生の教育活動について、斬新かつ特色ある課外活動に関して、予算措置を行い支援するものである。

(申請対象者)

第 2 条 申請対象者は、本学に在籍する学部学生及び大学院院生とする。

(プロジェクト経費の申請)

第 3 条 申請対象者は、申請しようとする事業の内容や予算措置について、様式 1 を用いて申請する。

2 助成対象は本学の教育活動、地域貢献活動を主とした目的のものとする。

3 同一年度内に同一学生の複数申請は受け付けない。

(プロジェクト経費の取扱)

第 4 条 申請された事業企画書は、学長を長とする企画戦略会議で審議し、予算額の決定を含めて助成の可否を審査する。

2 審査は審査項目に沿って行う。

(1) 目的の明確さ

(2) 事業執行による、他学生、大学、地域への貢献度

(3) 事業計画の妥当性

(4) 予算の適切性

(5) 学生らしいユニークな活動計画(斬新さ、創造性)

3 審査にあたり、必要時は申請した学生によるヒアリングを行う。

4 経費の取り扱いは、決定した予算範囲内で、学生からの申し出にそって、会計課が取り扱う。

(成果の報告)

第 5 条 事業の進捗状況、事業終了時の報告は学長に行う。

2 事業が年度を超えて実施される場合は、企画戦略会議の判断を要する。

3 事業の進捗状況や成果報告は、2 月中に報告書を提出すること。

(改廃)

第 6 条 この要領の改廃は、企画戦略会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 9 日から施行する。